

# 熊本県公報

号外 第 20 号  
平成 16 年 3 月 31 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 規 則**
- 熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) 1
  - 熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………( " ) 2
  - 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………( " ) 2
- 告 示**
- 熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項(家庭福祉課) 4
  - 農作物共済の基準の一部改正……………(農業団体金融課) 10
- 登 載 依 頼**
- 熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域の変更……………(公安委員会) 10

### 本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則
  - 1 公共的団体として規則第6条に定める独立行政法人緑資源機構、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構及び環境事業団を削除し、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を追加することとした。
  - 2 この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
  - 1 電車に表示される広告物で、従来、禁止していた自家用広告物以外のものについて、車体の各面の面積の10%以内の表示を新たに認めることとした。
  - 2 路線バスに表示される広告物で自家用広告物以外のものについて、従来の縦×横の基準から、車体の前面、後面及び両側面の面積の6%以内の基準に改めることとした。
  - 3 自動車に表示される広告物で、従来、禁止していた自家用広告物以外のものについて、車体の前面、後面及び両側面の面積の6%以内の表示を新たに認めることとした。
  - 4 この規則は、公布の日から施行することとした。
- ◇風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
  - 1 条例において「屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積」が許可を要する行為として新たに盛り込まれたことから、申請にあたり必要な図書を定めることとした。
  - 2 次の理由により、風致地区内行為許可申請書(別記第1号様式)の一部を改めることとした。
    - (1) 条例において「屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積」が許可を要する行為として新たに盛り込まれたため。
    - (2) 条例において、新たに土地の形質の変更に係る許可の基準として土地の形質変更に係る面積に対する植栽を行う等の面積の割合を20%以上としたため。
    - (3) その他必要な整理を行うため。
  - 3 この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。

### 規 則

熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子